

船舶インシデント調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和元年7月21日 07時31分ごろ（通報時刻）
発生場所	北海道網走市能取漁港（二見ヶ岡地区）北北西方沖（能取湖北部） 能取岬灯台から真方位246° 3.5海里付近 （概位 北緯44° 05.3′ 東経144° 10.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート流星IIは、航行中、船外機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年8月2日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 流星II、5トン未満（長さ5.38m）
船舶番号、船舶所有者等	200-26070北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、能取湖で釣りを 行っていたところ、航行中に船外機が停止した。 船長は、3つある燃料タンクを全て確認したところ、いずれも燃料 （ガソリン）がなくなっていることに気付き、118番通報して救助 を要請した。 本船は、海上保安庁の要請を受けて来援した救難所所属船によりえ い航され、能取漁港（二見ヶ岡地区）に入港した。 本船は、1つの燃料タンクの底に亀裂が生じて漏油していた。
分析	本船は、航行中、燃料がなくなったことから、船外機の運転ができ なくなり、運航不能となったものと考えられるが、船長から情報を得 られず、燃料がなくなった状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が航行中、燃料がなくなったため、船外機 の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考 えられる。 ・ 出航前は、必ず燃料の残量を点検するとともに、船底にたまった ビルジ、燃料タンクからの漏油なども併せて確認すること。 ・ 予備の燃料を携行することが望ましい。